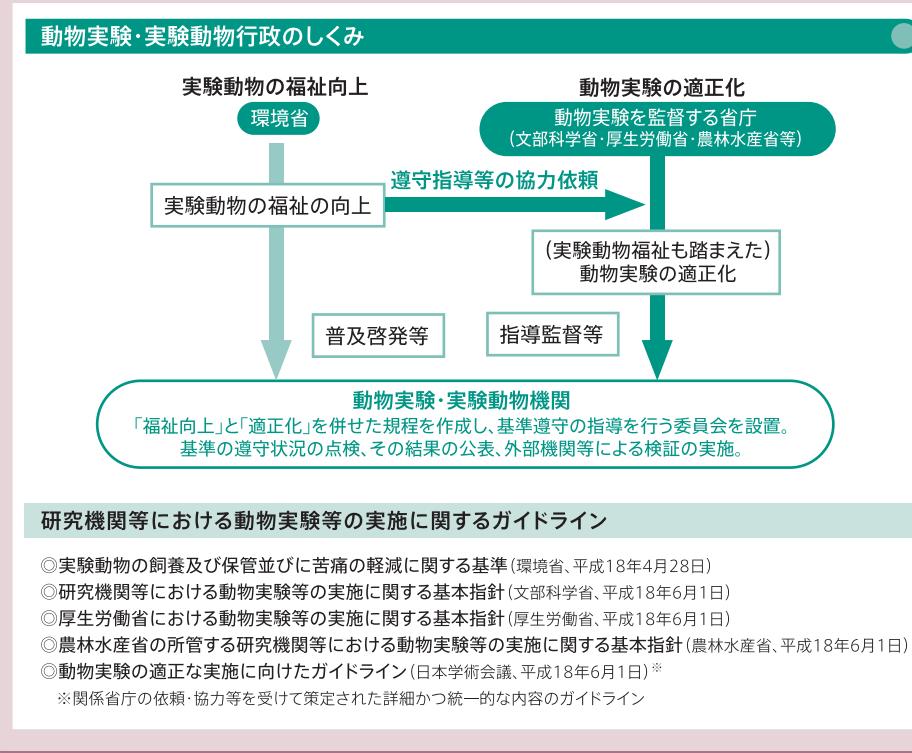


「実験動物の飼養保管」と「動物実験」の適正化の仕組み

実験動物を取り巻く環境がより良いものになるためには、実験動物の飼養保管等の適正化だけでなく、あわせて科学的研究である動物実験の適正化も行われることが重要です。「実験動物の飼養保管等の適正化」のための措置については、環境省が動物愛護管理法に基づいて規定しています。一方、「動物実験の適正化」のための措置については、動物実験に関する省庁が動物実験に関する各種法令等に基づいて規定しています。特に文部科学省、厚生労働省及び農林水産省においては、動物実験がより適正に行われるようするために、動物実験等の実施に関する基本指針を策定しているとともに、日本学術会議では、関係省庁の依頼や協力を受けて、動物実験等の実施に関する詳細かつ統一的な内容のガイドラインである「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を策定しています。このように、わが国における動物実験の適正化や実験動物の飼養保管等の適正化については、関係省庁等がそれぞれに役割分担をしながら行われる仕組みとなっています。



実験動物の適正な 飼養保管等を推進するため ～実験動物の飼養保管等基準が改正されました～

1 実験動物の飼養保管等基準の改正

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理条例」という。)が改正されたこと等を踏まえ、平成25年9月、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管等基準」という。)が改正され、以下の内容が追記されました。

- ①実験動物及び飼養施設を管理する者は、定期的に当該基準や基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。
- ②点検結果について、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。
- ③飼養及び保管の方法として、適切な給餌・給水に加え、必要な健康の管理及び動物の種類、習性等を考慮した飼養環境の確保を行うこと。

2 動物愛護管理条例と実験動物

動物愛護管理条例は、「人と動物の共生する社会の実現」を目的とし、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識して適正に取り扱う旨を規定した基本原則や、動物の健康や安全の確保及び人への危害や迷惑の防止、感染症に関する知識の習得と予防、所有者の明示措置といった飼養者の責務に関する規定、特定動物(危険な動物)の飼養規制、虐待や遺棄等に対する罰則等が定められています。

これらの規定の一部は、実験動物にも適用され、実験動物の飼養保管等に当たっては、基本原則や飼養者の責務に関する規定を遵守するとともに、動物愛護管理条例に基づき環境大臣により策定されている、「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号。以下「殺処分方法指針」という。)」によることが必要になります。

動物愛護管理条例の目的と対象動物

目的

- 1.動物の愛護
- 2.動物の適切な管理(危害や迷惑の防止等)

対象動物

家庭動物、展示動物、畜産動物、
実験動物等の人が飼養する動物

3 実験動物に関する動物愛護のあり方

(1) 実験動物における動物愛護の考え方

畜産動物等、人は、他の動物を利用し、時には、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在です。実験動物についても、生命科学の進展や医療技術等の開発等のために利用することは必要不可欠となっています。その上で、実験動物を利用するに当たっては、3Rの原則を徹底し、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養保管並びに科学上の利用に努めることが必要です。

3Rの原則

「3Rの原則」とは、国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化の原則のことです。

- ①代替法の活用(Replacement)
- ②使用数の削減(Reduction)
- ③苦痛の軽減(Refinement)

この3つの原則のことを言います。
これらの原則は、動物愛護管理法にも規定されています。



代替法の活用

使用数の削減

苦痛の軽減

(2) 実験動物関係者が果たすべき役割

科学研究としての動物実験及び実験動物の飼養保管等が適切に行われるよう、動物愛護管理法や動物実験関係法令等に基づく各種の基準や指針等が、環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁によって、それぞれに役割分担をしながら規定されています。これらの基準や指針等がその効果を十分に發揮するためには、動物実験を実施する機関及び研究者が、基準や指針等を遵守し、遵守状況を点検・評価するだけでなく、その結果を公表し、その結果については、可能な限り、外部機関等による検証を行うことが求められます。

なお、動物愛護管理法に規定する虐待や遺棄については、実験動物も対象となっており、罰則を伴う禁止行為になっています。

実験動物の虐待や遺棄の禁止

動物愛護管理法では、実験動物等の愛護動物に対する虐待や遺棄は、罰則を伴う禁止行為になっています。平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法により、罰則が強化され、みだりに殺し又は傷つけた者に対しては2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、みだりに給餌給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者や遺棄した者に対しては、100万円以下の罰金が課せられることになりました。なお、「愛護動物」とは、人が占有している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物等のことをいい、実験動物も含まれます。

4 実験動物の飼養保管等について

(1) 実験動物の飼養保管等の基準

実験動物の飼養保管等の方法については、飼養保管等基準によることとされています。この基準は、実験動物の飼養保管の根拠となる事項を定めるとともに、実験動物の取扱い、施設の構造や環境配慮、動物実験関係者の教育訓練、衛生管理、逸走時の対応、苦痛軽減の配慮、殺処分方法等を示したものであり、動物愛護管理法第7条に基づく動物の飼養保管の方法だけでなく、第41条に基づく苦痛の軽減方法及び殺処分方法を含めた基準になっています(表及び以下URL参照)。

○実験動物の飼養保管等基準(環境省HP)

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_84.pdf

緊急時の対応

管理者は、実験動物による危害防止や周辺環境への悪影響防止と併せて地域防災計画等との整合を図りつつ、あらかじめ、地震、火災等の緊急時における計画を作成することにより、緊急事態が発生した際に、速やかに実験動物の保護、逸走等の問題の発生防止に努めることが必要です。

(2) 実験動物の処分方法

動物愛護管理法では、動物を殺さなければならぬ場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならず、この方法に関する必要な事項については、殺処分方法指針として定められています。この指針では、動物に不必要的不安、恐怖、苦痛を与えることなく、一刻も早く意識を喪失させ、非可逆的な心機能あるいは肺機能の停止をもたらすことが規定されています。なお、飼養保管等基準において、実験を終了する等して、回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合には、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等、殺処分方法指針に基づき行うこととされています。

(3) 特定動物の飼養保管(実験動物として使用する場合)

動物愛護管理法の規定により、特定動物(危険な動物)を飼養保管しようとする場合には、あらかじめ関係都道府県知事又は政令市の長に対して、許可の申請をする必要があります。現在、特定動物として、約650種の哺乳類、鳥類及び爬虫類が、動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号)で定められ、この中には実験動物として使用されるニホンザル等も含まれます。特定動物の飼養保管を行う者に対しては、危害等の発生の防止を図るため、飼養施設の構造・規模・管理の方法、動物の飼養保管方法(個体識別措置を含む)等について、守らなければならない基準が適用されます。

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の目次

第1 一般原則

- 1. 基本的な考え方
- 2. 動物の選定
- 3. 周知
- 4. その他
(基準の遵守状況の点検、公表、検証)

第2 定義

第3 共通基準

- 1. 動物の健康及び安全の保持
 - (1) 飼養及び保管の方法
 - (2) 施設の構造等
 - (3) 教育訓練等
- 2. 生活環境の保全
- 3. 危害等の防止
 - (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法
 - (2) 有毒動物の飼養及び保管
 - (3) 逸走時の対応
 - (4) 緊急時の対応
- 4. 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
- 5. 実験動物の記録管理の適正化
- 6. 輸送時の取扱い
- 7. 施設廃止時の取扱い

第4 個別基準

- 1. 実験等を行う施設
 - (1) 実験等の実施上の配慮
 - (2) 事後措置
- 2. 実験動物を生産する施設

第5 準用及び適用除外